

藤沢市廃棄物等収集システム選考委員会審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者（以下「提案者」という。）を対象に行う。

- (1) 藤沢市廃棄物等収集システム公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で参加資格確認結果通知書（様式第4号）を受けていること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出していること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成していること。

2 審査概要

- (1) 審査方法は、見積金額の評価点（価格点）、別紙2「藤沢市廃棄物等収集システム機能等一覧」（以下、「機能等一覧」とする。）による適合状況の評価点（機能点等）、提案書及びプレゼンテーションの評価点（評価者評価点）で構成される得点の合計で競うものとする。評価点の内訳は別紙1「藤沢市廃棄物等収集システム業務委託公募型プロポーザル評価点内訳」のとおり。

各項目については以下のとおり、「4 評価点算出方法」に基づき点数化する。

（事務局審査）

- ア 価格点 250点
（導入費用点、運用費用点を別に計算し各125点の計250点）
見積金額について点数化
- イ 機能点 350点
「機能等一覧」に記載の項目について、各者適合状況を点数化

（評価者審査）

- ウ 評価者評価点 600点
提案書及びプレゼンテーションの内容について点数化

- (2) 提出書類については次のとおりとする。

- ア 提案書（様式第6号）
- イ 提案書（任意様式）
（A4版両面 表紙・目次含め30ページ以内）
- ウ 「機能等一覧」に適合状況を記入したもの
- エ 見積書（様式第7号）及び見積内訳

3 審査手順

- (1) 実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 提出された見積金額を「提案見積金額」とし、導入費用、運用費用毎に提案

- 者の中で最も安価な提案見積金額を「提案者中最安見積金額」とする。評価の詳細は「4 評価点算出方法（1）価格点（見積金額）」のとおりとする。
- (3) 「機能等一覧」に適合状況を記入したものについて、適合可能であることを確認する。
- (4) 提出された「機能等一覧」により、システムの適合状況を評価する。評価の詳細は「4 評価点算出方法（2）機能点及び評価点」とおりとする。
- (5) プレゼンテーション終了後、評価者は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、提案項目に対しての評価を行う。評価の詳細は「4 評価点算出方法（3）評価者点（提案書及びプレゼンテーション）」及び「5 評価者評価項目」とおりとする。
- (6) 最高評価点と同点の場合、見積金額が安価な提案者から順に優先交渉権者とする。なお、本号規定の優先順位は運用費用、導入費用の順とする。
- (7) 最高評価点と同点かつ見積金額が同額の場合は、委員長の評価点が高い事業者を優先交渉権者とし、同点の場合はいくじ引きで優先交渉権者を決定する。
- (8) 交渉により導入が見送られた場合は、次点者との交渉により導入システムを決定する。
- (9) 価格点、機能点及び評価者点の合計を算出し、配点の6割以上（720点以上）であることを優先交渉権者の条件とする。
- (10) 以下のア～エのいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 提出された書類に虚偽の記載があると判断された場合
- イ 参加申込書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者
- ウ 参加資格確認後に参加資格要件を満たさなくなった場合
- エ その他委員長が提案者又は提案書類に著しく問題があると判断した場合

4 評価点算出方法

(1) 価格点（見積金額）

見積金額について、見積書（様式第7号）を基に事務局が次の計算式に基づき点数化する。

なお、計算された評価点に端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

【価格点計算式】

導入費用点 = 125 — 提案者中最安見積金額からの差分相当値

運用費用点 = 125 — 提案者中最安見積金額からの差分相当値

評価点 = 導入費用点 + 運用費用点 = 見積金額の評価点

【配点上限】 250点

(2) 機能点及び評価点

「機能等一覧」の項目について、各者適合状況を事務局が点数化する。

【算出方法】

全39項目の評価点（パッケージ適合状況に応じた配点）の合計
＝詳細機能の評価点

【配点上限】 350点

(3) 評価者点（提案書及びプレゼンテーション）

提案書及びプレゼンテーションの内容について評価者が点数化する。評価項目の詳細については、「5 評価者評価項目」のとおりとする。

なお、評価者に欠員が生じた場合は、欠員×100点を配点上限から減算する。

【計算式】

（評価者点：持ち点100点×6人）＝評価点

※評価者に欠員が生じた場合は、欠員×100点を配点上限から減算する。

【配点上限】 600点

5 評価者評価項目

評価項目を次のとおり設定する。

詳細は「藤沢市廃棄物等収集システム評価者評価点（評価委員採点表）」のとおりとする。（採点表は非公開とする）

(1) 業務実施全般（企業評価）

- ア 業務実績
- イ 業務体制等

(2) 保守・運用等に関する提案

- ア 保守・運用
- イ コンサルティング
- ウ セキュリティ対策
- エ SLA
- オ 研修要件

(3) 廃棄物等収集システムに関する提案

- ア 機能性
- イ 使用性

(4) 追加提案

6 その他

この選考委員会において、疑義または検討を要する事項が生じた場合には、協議のうえ、決定するものとする。

以 上